

公 示

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び貨物自動車運送事業者の
法令違反に対する行政処分等の公表基準について

貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法第33条の規定
に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準及び貨物自動車運送事業者の法
令違反に対する行政処分等の公表基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成25年9月30日

中部運輸局長 野俣 光孝

記

I 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

1. 通則

- (1) 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する行政処分（以下単に「行政処分」という。）の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

- (2) この公示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。
- ② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
- ③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。

- (3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第8条第2項、第16条第3項若しくは第7項、第23条、第25条第4項若しくは第26条又は道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第84条第1項の規定による命令違反
- ② 法第27条第1項又は第2項の違反
- ③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

- (4) 次のいずれかに該当する場合の(2)①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営

業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。（１３）及び３（７）並びに６（２）②において同じ。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

（５）（４）④の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第３０条第１項又は第３５条第６項の規定による認可を要する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する事業用自動車等の財産（荷主関係、運転者との雇用関係その他経済的価値ある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。

また、実質的に運送事業を譲渡した場合における（４）④の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。

- ① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的の一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね２分の１以上が譲受人（２以上の譲受人があるときは、当該２以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合
- ② 譲受人（２以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的の一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね２分の１以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

（６）行政処分等を行うべき違反行為は、５（事業停止処分）及び６（許可の取消処分）のほか別表「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（以下「別表」という。）に定める。また、行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一違反とする。

（７）違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（（８）及び（１１）に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

- ① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移

動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(2) 違反営業所が廃止された場合(①に該当する場合を除く。)は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所(以下「廃止営業所」という。)と同一の運輸支局が管轄する区域(以下「支局区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 中部運輸局の管轄区域(以下単に「管轄区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イに該当する営業所がない場合に限る。)

ハ 廃止営業所に最寄りの営業所(イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。)

(8) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所(以下単に「事務所」という。)に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの(①に該当する営業所がない場合に限る。)

③ 当該事務所に最寄りの営業所(①又は②に該当する営業所がない場合に限る。)

(9) 中部運輸局に「貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会」を設け、本公示(別表を含む。)に違反行為の事項として明記されていない違反行為があつた場合、違反に対して加重又は軽減する場合、5(7)の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(10) 行政処分等(許可の取消処分を除く。)を行う場合は、原則として事業者を中部運輸局又は運輸支局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から原則3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(11) 法第14条若しくは第23条の3又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第10条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(8)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(12) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。

(13) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したも

のを除く。)の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(7)②の例にならって取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2. 処分日車数制度

- (1) 事業者に対する行政処分等は、この公示の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。

なお、違反行為の日車数及び勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

- (2) 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあつては警告、それ以外の事項にあつては再違反の2倍の日車数として扱う。
- (3) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第15条第1項から第4項まで、第16条第1項又は第20条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、5（8）から（12）までに該当する場合を除き、（1）及び（2）の規定による日車数等を加重することができる。
 - ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
 - ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
 - ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合
- (4) (3)により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、1（9）の審査委員会の議を経た後、本省物流・自動車局安全政策課及び貨物流通事業課に稟伺した場合は、この限りではない。
- (5) 輸送の安全確保義務違反（初違反であり、基準日車等が10日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。）について、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつた場合又は乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、（1）及び（2）の規

定による日車数等を軽減することができる。

- (6) (5) により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。
- (7) 行政処分を行うべき違反営業所又は1.(7)から(13)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）には、(1)～(6)の基準日車等を合計した日車数（以下「処分日車数」という。）を付すものとする。
- (8) 最高速度違反行為（下命又は容認に係るものは除く。）その他の別に定める違反行為については、(7)の規定にかかわらず、別途個別に処分するものとする。
- (9) 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。

3. 違反点数制度

- (1) 2 (7) 及び (8) 並びに (9) による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 5 (1) による事業停止処分を行う事業者には、(1)のほか、5 (1) 各号に掲げる違反行為ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、5 (1) ⑤に該当したことに伴って5 (1) ②に該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3) (1) 及び (2) により付された違反点数は、事業者ごとに、管轄区域単位で累計し、中部運輸局において管理を行うものとする。
- (4) (3) による違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
 - ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていない、又は当該行政処分に係る違反行為を行った日において全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所に認定されていること。
 - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
 - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故（事業者の運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）が第一当事者と推定されるものに限る。）を引き起こしていないこと。
 - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、又は大型自動車等無資格運転がないこと。

- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

4. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所等に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、許可の取消処分を行う場合は、自動車等の使用停止処分は行わないものとする。
- (2) 自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数（以下「処分車両数」という。）は、処分日車数及び違反営業所等に所属する事業用自動車の数に応じ、次の表のとおりとし、所属する事業用自動車の5割を超えないものとする。

なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、合計して1両と算出して取り扱うこととした上で、けん引車を基準として処分車両数に算入するものとする。

ただし、けん引車の数が被けん引車の数より多い場合における被けん引車の扱いについては、使用停止処分の対象とするけん引車の数にかかわらず、被けん引車の数の5割を限度とすることとする。

(例) けん引車10両、被けん引車6両を保有する場合の停止例（日車数に応じて）

停止車両数が1両→ けん引車1両+ 被けん引車1両

〃 2両→ けん引車2両+ 被けん引車2両

〃 3両→ けん引車3両+ 被けん引車3両

〃 4両→ けん引車4両+ 被けん引車3両

〃 5両→ けん引車5両+ 被けん引車3両

処分日車数 「X」	所属する事業用自動車の数			
	～10 両	11 両 ～20 両	21 両 ～30 両	31 両～
～10 日車	1 両	1 両	1 両	1 両
11 ～30 日車	1 両	2 両	2 両	2 両

31 ～60 日車	1 両	2 両	3 両	3 両
61 ～80 日車	2 両	3 両	4 両	5 両
81 日車～	$Y + (X - 80) / 10$ (注1)			

(注1) 端数は切り上げることとし、81日車～の欄の「Y」は、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合を除き、処分日車数61～80日車の各欄に定める処分車両数とし、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合にあつては、「8」とする。

(注2) この表に定める処分車両数によらない処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、(3)により算出される期間が10日以上となる範囲で、処分車両数を決定することができるものとする。

(3) 自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を(2)による処分車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日数の使用停止をさらに行うものとする。

(4) 自動車等の使用停止処分を行うときは、使用停止処分の対象とする事業用自動車(以下「停止対象事業用自動車」という。)の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとし、停止対象事業用自動車及び使用停止処分を行う期間の時期は、中部運輸局長が指定し、違反事業者に対して速やかに行うものとする。

なお、停止対象事業用自動車は、以下の①、②、③の順に該当する車両を指定するものとする。

- ① 違反事業者の違反営業所等の違反車両
- ② 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月及び最大積載量が同等の車両
- ③ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、行政処分の実効性が確保できるものとして、「貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会」で決定した車両。

ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、停止対象事業用自動車(被けん引車を除く。)の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

5. 事業停止処分

(1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合(6(1)④に該当する場合を除く。)、違反営業所等に対して、該当した各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことによって②に該当する場合の事業の停止期間(以下「事業停止期間」という。)は、合わせて30日間とする。

また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする(以

下同じ。)

なお、事業停止処分を行うときは、「事業の停止及び附帯命令書」を発出するものとする。さらに事業停止期間が3日間となる場合にあっては、原則として、土曜日、日曜日、祝日、休日その他当該処分を受ける事業者が通常事業活動を行っていない日を含まないよう事業停止期間を設定するものとする。

- ① 法第15条第1項に基づく安全規則第3条第4項の規定に違反して、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）が、著しく遵守されていない場合。

なお、「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「告示」という。）の未遵守が1ヶ月間で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。

- ② 法第15条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合。

なお、「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに睡眠不足の確認、事業用自動車、道路及び運行状況の報告等乗務前及び乗務後の点呼並びに乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務における当該乗務の途中における点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。

- ③ 法第15条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

- ④ 法第15条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合。

なお、「整備管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（整備管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。

- ⑤ 法第16条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合。

なお、「運行管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。

- ⑥ 法第28条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

- ⑦ 法第28条第2項の規定に違反して、事業の貸渡し等を行っていた場合

- ⑧ 法第60条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った場合

- (2) (1) のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所（以下「処分対象営業所」という。）は、原則として、次の表のとおりとする。

また、表中③の「累積点数が51点以上80点以下となった場合」には、3(4)、

(6) 又は(7)により累積点数が既に51点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	管轄区域に係る違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が30点以下の事業者について、違反営業所等に270日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
②	管轄区域に係る累積点数が31点以上の事業者について、違反営業所等に180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、管轄区域に係る累積点数が51点以上80点以下となった場合	当該違反営業所等の所在する管轄区域内の全ての営業所（5（1）各号、（2）①及び②の処分対象営業所を除く。）

(注1) ①及び②の事業停止処分については、法第15条第1項から第4項まで、第16条第1項並びに第20条第2項及び第3項による違反行為に係る日車数の和とこれら以外の違反行為に係る日車数の和を比べ、そのいずれかが、①又は②の基準を満たした場合に発動するものとする。

(注2) 同一管轄区域内の営業所に係る③の事業停止処分の2回目以後の発動については、前回の③の発動の後に付された当該管轄区域内の違反点数の累計が51点以上となる場合に限るものとする。

(3) (2) の表①から③までの処分対象営業所の事業停止期間は、処分日車数に応じ、次の表のとおりとする。

	処分日車数				
	179 日車 以下	180 日車 ～ 269 日車	270 日車 ～ 359 日車	360 日車 ～ 499 日車	500 日車 以上
①の営業所	—	—	3 日	7 日	14 日
②の営業所	—	3 日	7 日	14 日	—
② の 営 業 所	3 日				

(4) 処分対象営業所は、事業停止期間中、当該営業所に所属する全ての事業用自動車について使用の停止を行うほか、当該営業所に係る関係行為を停止させるものとする。

なお、「関係行為」とは、次に掲げる行為をいう。

①貨物自動車利用運送

②貨物自動車運送事業用施設において当該事業者の他の営業所に所属する事業用自動車を使用して行う貨物の取扱い

- (5) 事業停止処分を行うときは、処分対象営業所に所属する全ての事業用自動車について、自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。この場合においては、4(4)ただし書の規定を準用する。
- (6) 5(2)の事業停止処分を行う場合、処分日車数から、5(3)の事業停止期間の日数に処分対象営業所に所属する事業用自動車の数(4(2)なお書部分を準用する。)を乗じて得た日車数を減じてなお余りがある場合は、事業停止処分と併せて、余った処分日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)から(4)までの規定に基づいて行うものとする。
- (7) (1)から(6)までの規定により事業停止処分を行うことが、住民生活又は経済活動に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、これらの規定にかかわらず、必要最小限の事業用自動車に限り使用を認めることができる。この場合においては、別途、事業停止期間に使用を認めた事業用自動車の数を乗じて得た日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)から(4)までの規定に基づいて行うものとする。
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
- ② 事業者又は当該違反営業所に選任された運行管理者(以下「事業者等」という。)が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を行った場合
- ② 事業者等が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((8)に該当する場合を除く。)には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。

なお、7日間の事業の停止処分をした後で、(8)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「7日間」とする。

- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等(自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該運転者が第一当事者と推

定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(11) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((9)に該当する場合を除く。)には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。

なお、3日間の事業停止処分をした後で、(9)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((8)又は(10)に該当する場合を除く。)には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。

なお、3日間の事業の停止処分をした後で、(8)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合においては、同項中「14日間」とあるのは、「11日間」とする。

また、3日間の事業の停止処分をした後で、(10)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合においては、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(13) (8)から(12)までにおいて、「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

① 道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合も含む。)の規定に基づく協議

② 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取

③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、原則として、次の①から⑩までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者が、5(2)の表①から③

までのいずれかに該当することとなった場合

ただし、(2) ①の規定により合併前の法人が受けていた行政処分が合併後の法人が受けたものとして取り扱われる場合には、「3回」とあるのは、「4回」とする。

② 違反点数の付与により、管轄区域に係る累積点数が81点以上となった場合。

なお、3(6)の規定により累積点数が既に81点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。

③ 法第33条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業停止処分又は法第34条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車の登録番号標の領置の命令に違反した場合

④ 5(1)による事業停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反(この場合において、5(1)⑧に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合(5(1)①から⑤までに掲げる違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)

⑤ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ 法第8条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

ロ 法第14条第3項に規定する安全管理規程の変更命令

ハ 法第14条第7項に規定する安全統括管理者の解任命令

ニ 法第22条に規定する輸送の安全確保の命令(⑩及び⑪に該当する場合を除く。)

ホ 法第26条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

ヘ 法第27条に規定する事業改善の命令

ト 道路運送法(昭和26年法律第183号)第84条第1項に規定する運送に関する命令

⑥ 道路運送法第83条の規定に違反して有償で旅客運送を行い、かつ、反復的又は計画的なものと認められて4に規定する自動車等の使用停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反をした場合

⑦ 法第59条第1項の規定による事業の許可に付した条件(運輸開始の期限に限る。)に違反して運輸の開始を行わず行政処分等を受けた事業者が、当該行政処分等を受けた後も運輸の開始を行わない場合

⑧ 所在不明事業者であつて、相当の期間事業を行っていないと認められる場合

⑨ 法第5条第1号、第2号、第7号又は第8号に該当するに至った場合

⑩ 「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」(令和8年1月30日付け中運局公示第121号。以下「確保命令公示」という。)1.

(8)に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令(特定の違反項目(次のいずれにも該当するものをいう。(ア)点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと、(イ)運転者の過労防止等に係る措置が不適

切であることが確認されたこと、(ウ) 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと)に限る。)に従わなかった場合

⑪ 確保命令公示1.(9)に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1)①又は④から⑦までの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)が受けたものとして取り扱うものとする。なお、1(5)の規定は、「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

7. 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等

(1) 1の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等について準用する。

(2) 2の規定は、貨物軽自動車運送事業者に係る処分日車数制度に準用する。

(3) 4(1)(ただし書を除く。)及び(4)の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分に準用する。ただし、処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の決定は、処分権者が行うものとする。

(4) 貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分は、(3)により処すべき処分期間が6月を超えることとなった場合又は6(1)③、④(5(1)⑧に該当するものに限る。)若しくは⑤のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反営業所等に対して、6月の間行うものとする。

(5) 5(1)⑤、(4)及び(5)の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分について準用する。

(6) (1)から(3)まで及び(5)の規定による準用についての読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1(1)	一般貨物自動車運送事業者及び 特定貨物自動車運送事業者	貨物軽自動車運送事業者
	、事業の全部又は一部の停止処分(以下「事業停止処分」という。)及び許可の取消処分	及び事業停止処分
1(7)①	一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業
1(9)	中部運輸局	運輸支局

4 (4)	自動車検査証	自動車検査証（二輪の軽自動車にあつては、軽自動車届出済証）
	自動車登録番号標	車両番号標
5 (1) ⑤	法第 16 条第 1 項の規定に違反して、運行管理者	法第 36 条の 2 第 1 項の規定に違反して、貨物軽自動車安全管理者
5 (5)	自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置	自動車検査証（二輪の軽自動車にあつては、軽自動車届出済証）の返納及び車両番号標の領置
	4 (4) ただし書	7 (6) の規定により読み替えて適用する 4 (4) ただし書

II 行政処分等の公表の基準について

行政処分等又は法第 22 条若しくは第 27 条の規定に基づく命令（以下「安全確保命令等」という。）の公表については、行政処分等又は安全確保命令等を受けた事業者の名称及び処分内容等を公表することにより、業界への警鐘を鳴らすとともに利用者の事業者選択を可能とし、ひいては事業の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、次に掲げるものとする。

(1) 200 日車を超える自動車等の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消し処分又は安全確保命令等を行った場合は、当該行政処分について、次の各号を報道機関への資料提供及び中部運輸局のホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載により公表するものとする。

- ① 行政処分等の年月日
- ② 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置（番地まで）
- ③ 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置（番地まで）
- ④ 行政処分等の内容
- ⑤ 主な違反条項
- ⑥ 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- ⑦ 当該行政処分により当該事業者に付された違反点数及び当該管轄区域に係る累積点数

(2) 毎月、その前月に行った自動車等の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消し処分又は安全確保命令等について、(1) ①から⑦、警告については①から⑥の項目をホームページに掲載するものとする。

(3) 3 月ごとに、管轄区域に係る累積点数が 21 点以上の事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為をホームページに掲載するものとする。

(4) (2) によるホームページへの掲載の期間は、掲載を行った月から 5 年間継続して行うものとする。

(5) (1) から (3) による場合のほか、特に社会的な関心が高いと認められる行政

処分等については、適当と認められる方法により公表を行うものとする。

附 則

1. この公示は、平成25年11月1日から施行する。
2. 平成25年10月31日以前に確認した違反行為であって、平成25年11月1日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが廃止前の「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び貨物自動車運送事業の監査方針について」（平成21年9月30日付け中運局公示第74号）（以下、「廃止前公示」という。）の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、廃止前公示の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 5.（1）の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前公示の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. この公示の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則（平成26年3月26日付け中運局公示第171号）

この公示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日付け中運局公示第47号）

1. この公示は、平成27年1月1日から施行する。
2. この公示記I2中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附 則（平成29年1月13日付け中運局公示第104号）

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成30年4月2日付け中運局公示第4号）

1. この公示は、平成30年7月1日から施行する。
2. 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和元年11月1日付け中運局公示第70号）

1. この公示は、令和元年11月1日から施行する。
2. 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和２年１１月２５日付中運局公示第１１８号）

- １．この公示は、令和２年１１月２７日から施行する。
- ２．令和２年１１月２６日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和３年５月３１日付中運局公示第１１号）

- １．この公示は、令和３年６月１日から施行する。
- ２．令和３年５月３１日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和５年３月３１日付中運局公示第９０号）

- １．この公示は、令和５年４月１日から施行する。
- ２．この基準の施行の日前に行われた行政処分等であって、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあつては、当該勧告を行った月の翌月）から起算して５年を経過していない事案についても、この基準のⅡ（４）の規定を適用し、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあつては、当該勧告を行った月の翌月）から起算して５年を経過するまではホームページへの掲載を行うものとする。

附 則（令和５年９月２９日付中運局公示第６３号）

- １．この公示は、令和５年１０月１日から施行する。
- ２．令和５年９月３０日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和５年４月１日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

附 則（令和６年９月３０日付中運局公示第４３号）

- １．この公示は、令和６年１０月１日から施行する。
- ２．令和６年９月３０日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和７年３月２４日付中運局公示第１０７号）

- １．この公示は、令和７年４月１日から施行する。
- ２．令和７年３月３１日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和８年１月３０日付中運局公示第１２２号）

- １．この公示は、令和８年１月３０日から施行する。
- ２．令和８年１月３０日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。